

指定給水装置工事事業者の指定の更新及び排水設備等の工事を施行する者の指定に  
係る手数料等について

令和元年9月24日  
上下水道局

1 趣旨

水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定について、5年の更新制が導入されたことから、当該指定の更新に係る手数料を新たに定めるとともに、下水道事業の安定的な経営に資するため、排水設備等の工事を施行する者の指定に係る手数料を新たに定めようとするものである。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の制定の趣旨を踏まえ、排水設備等の工事を施行する者の指定に係る基準及び手続を改めるとともに、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 条例改正の内容

(1) 盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

ア 指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を定め、その額を1件につき11,000円とする。

(2) 盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について

ア 排水設備等の工事を施行する者の指定に係る手数料を定め、その額を1件につき11,000円とする。

イ 排水設備等の工事を施行する者の指定に係る基準のうち、「成年被後見人若しくは被保佐人」を、「心身の故障により排水設備等の工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの」に改める。

ウ 排水設備等の工事を施行する者の指定の申請の際に添付する図書のうち、「イの基準に該当しないことを証する書類」を、「当該基準に該当しないことを誓約する書類」に改める。

エ 排水設備等の工事を施行する者として管理者の指定を受けた者（以下「工事店」という。）であることを証する標示板に係る規定を削る。

オ 工事店であることを証する書類の再交付及び返納に係る手続を定める。

3 施行期日

(1) 2-(1) -ア及び(2) -イからオまで 公布の日

(2) 2-(2) -ア 令和2年4月1日

4 今後の予定

当該条例改正案を市議会10月定例会へ提案予定。